

諮問日：平成30年7月26日（平成30年度（最情）諮問第30号）

答申日：平成31年1月18日（平成30年度（最情）答申第62号）

件名：修習生バッジの製造委託の契約書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年6月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載1の文書について探索したところ、平成26年度に修習生バッジの調達を行った記録が保存されていたが、当該調達については、会計法第29条の8第1項ただし書並びに予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号により、契約書の作成が省略されている。また、契約事務取扱規則第15条に定める請書その他これに準ずる書面の徴取も行われていないことから、別紙記載1の文書は作成し、又は取得していない。
- 2 別紙記載2の文書は、司法修習生のバッジを再交付するために要する手数料等、再交付に係る費用が記載された文書と解されるところ、司法修習生のバッジを再交付するために要する手数料等を司法修習生から徴収していないため、

別紙記載 2 の文書は作成し、又は取得していない。

- 3 別紙記載 3 の文書は、司法修習生に対し司法修習生のバッジをねじ式からピンで留めるタイプに改造できる旨を周知する事務連絡等やお知らせ文書と解されるところ、司法修習生のバッジはねじ式のものではないから、別紙記載 3 の文書は作成し、又は取得していない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 7 月 26 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 10 月 19 日 審議
- ④ 同年 12 月 21 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載 1 の文書については、平成 26 年度に修習生バッジの調達を行った記録が保存されているものの、当該調達については、会計法第 29 条の 8 第 1 項ただし書並びに予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号により、契約書の作成が省略され、契約事務取扱規則第 15 条に定める請書その他これに準ずる書面の徴取も行われていないとのことである。当委員会庶務において確認したところ、平成 26 年度に行われた修習生バッジの調達における契約金額は、会計法第 29 条の 8 第 1 項ただし書並びに予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号により、契約書の作成を省略することができる場合に該当するものと認められ、また、このような契約の目的及び契約金額に照らして検討すれば、契約事務取扱規則第 15 条に定める請書その他これに準ずる書面の徴取も行われていないという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において別紙記載 1 の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。
- 2 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載 2 の文書については、司

法修習生のバッジを再交付するために要する手数料等を司法修習生から徴収していないため、作成し、又は取得していないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において別紙記載2の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

3 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載3の文書については、司法修習生のバッジはねじ式のものではないため、作成し、又は取得していないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において別紙記載3の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

4 以上のとおり、最高裁判所において別紙記載1, 2及び3の文書を保有していないと認められるから、最高裁判所において本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとした原判断については、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 修習生バッチの製造委託の契約書（最新版）
- 2 修習生バッチの再発行手数料が分かる文書（最新版）
- 3 修習生バッチをねじ式からピンで留めるタイプに改造できることに関する案内文書（最新版）